

幼稚園教育要領（案）とその問題

《第2回》

宮

内

孝

二、現在までの経過

1. 作成の動機

幼稚園教育の要領編集委員会がはじめて開かれたのは、昭和二十六年五月三十日である。従つて、文部省で幼稚園教育要領を作成しようという意図をもつたのは、ついぶん前からのことであるといえる。（註1）

では、なぜ幼稚園教育要領を作成しようとしたのであるか。幼稚園教育の要領編集委員会に示された作成要領に「幼稚園がその教育の目的や目標を達成するために、児童をどのように理解し、その教育の内容をどのように選んで児童を指導していくたらよいか等について研究するための手びきとしてつくる」とあるとおり、「幼稚園の教師および園長ならびに指導主事のために」幼稚園教育の手びき書をつくるということであった。そして、この書の法令との位置づけとして「既に刊行された保育要領にかわるものとする」となしたのである。

では、なぜ保育要領を改訂する必要があつたであろうか。その根

本的な理由として、情勢の変化を擧げることができよう。敗戦による米国の占領、その占領下においてわが国の教育制度が大きく改変された。そして、その教育的具体的方向は、教育基本法、学校教育法、昭和二十三年の学習指導要領によつて決定された。けれども、これは、当時の学習指導要領を見ればわかるとおり、それが、新しい教育の大綱を示し、教育のあるべき姿の大筋を示したものではあつたが、火急の間に合せ的なものであり、体系と組織性を欠き、新しい教育の行き方を示すに急なるあまり、それを過大に強調すぎたうらみがあつた。余談ではあるが、このために、わが国の教育、とくに初等教育に行きすぎとこれにともなう混乱を引きおこす結果になつたのは周知の通りである。教育の中央集権は崩され、学習指導要領は一つの試案として、単なる基準、方向を指示するものであるにもかかわらず、教育指導の現場にあつては、具体的特殊的事情を考慮することなく無批判に受け入れられ、或は、所謂、新教育の名にげんわくされて、地域社会の伝統・慣習・文化等を全く無視した、木に竹をついだような教育指導が流行したのであった。教育の中央集権は、制度的にはなくなつても、人々の意識には依然として

根強く存在しておった事実、敗戦の混乱の中にその方向を失い、新しい何ものかをもさくしておった現場としては無理からぬことではあつた。

その後、社会が落着きをとりもどして行くのと軌を一にして、文部省——といつても、実権はC・I・E（民間情報教育部）にあつたので、実質的にはC・I・Eといった方が適切ではあるが——でもつきつきと学習指導要領各科編や各種の指導書を作成し或は改訂して、教育指導の正道にたちもどる努力がなされて來た。そして、米軍の占領も終りに近づき日本国の独立も遠くないめあてもできたので、学習指導要領一般編を改訂し、それに基いて各科編を改訂することになった。学習指導要領一般編（小学校から高等学校までのものである）が改訂されることになったので、幼稚園の方もそれに追隨して保育要領を改訂することになったと解せられる。即ち、学習指導要領一般編は昭和二十六年七月十日に發行され、幼稚園教育の要領の編集委員会の第一回の会合は同年の五月末であるからである。

幼稚園の教育指導は、終戦後小学校に比べるならば、それほど甚しい変革はなかつた。

その理由としてはいろいろの点が考えられるが、米国の政策の重點が義務教育に向けられていたことが最大の理由と考えられる。しかし、その義務教育を中心として、それより上の教育、即ち、中・高・大学に向かはれ、それより下の教育はそれ程に考えられなかつた。そして、この傾向は、ただに米国のみでなく、当時の日本の教育界も同様であった。例えば、学校教育法の第一条の最後に幼稚園

があげられておる事実、しかも、この第一条に幼稚園が入つたというのには、倉橋惣三先生をはじめ当時の関係者の何週間にもわたる不眠不休の献身的な努力の賜であつたのである。

次に、米国C・I・Eの幼稚園担当官フェアーナン氏（Helen Heffernan）が立派な教育者であり、当時の日本の幼稚園教育の実状をよく理解し、適切な政策をたてられたということである。フェアーナン氏、倉橋惣三先生、当時の文部省青少年教育課長坂元彦太郎氏、同幼稚園教育担当官中谷千蔵氏等、立派な幼児教育者、幼児教育の理解者によつて、戦後のわが国幼稚園教育は甚しい混乱もなく、しつかりした基礎の上に立つて新しく再出発し、今日の隆盛の基点が植えつけられたのであつた。

その他、日本の幼稚園教育は直接国家の統制を受けず、その発達も地域社会の必要により自然に行われたこと、その教育内容や指導法も割一的ではなく巾をもち、比較的の自由であつたこと、幼稚園の数も、幼児の員数も少く、しかもその大半は私立であつたこと等、いろいろの理由があげられよう。（註2）

このような諸理由のもとに、具体的には学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）幼稚園の規定（特に同法第七十八条の幼稚園の目的、目標）や保育要領によつて、戦後のわが国の幼稚園教育は、幼児のような歩調ではあるけれどもその方向をあやまるこなく出発したのである。

保育要領は、前記のフェアーナン氏の指導のもとに倉橋先生、坂元氏、中谷氏をはじめ委員の方々の努力によつて出来上つた指導書である。簡にして要を得、平易で美しい文章をもつて保育全般に

亘つて書かれてあり、今までの幼児保育の指導書としては右に出づるものはないと考えられる立派なものである。（現在、絶版になっていることは甚だ惜しい）

けれども、どのようにすぐれた著作といえども、その時代の制約から離ることはできない。この書の製作された当時と現在とは、時代的に大きなひらきがある。まして、保育要領が保育指導書として幼稚園と保育所と共に適用されるものであり、系統的組織性を欠いておる。従つて、幼稚園の教育課程を編成するにも不便であり、教員養成にしても支障を来すことは明かである。また、小学校との関連もじゅうぶんに考えられていない。文部省で、学習指導要領一般編の改訂を期に、その改訂を計画したのは当然のことと考えられること。

2・委員会

上記のような動機から文部省ではC・I・Eと打合せの結果保育要領の改訂を意図し、C・I・Eのアンブロース女史及びユアーズ氏の指導のもとに編集委員を決定して着手したのである。委員会は、文部省初等教育課長大島文義、文部事務官伊藤忠二、同武田一郎、同玉越三朗同鹿内瑞子、東京都港区立麻布幼稚園長鈴木虎秋、湘南学園長吉下正美、日本女子大学附属幼稚園主事橋高貞、東京都港区立南山幼稚園教諭小山田幾子、千葉大学教育学部附属幼稚園教諭渡辺俊枝、埼玉大学教育学部附属幼稚園教諭友松秀子、雙葉第一小学教諭柴田みどり、静岡県教育委員会指導主事小河洋、東京学芸大学講師角尾稔、千葉大学助教授宮内孝の諸氏をもつて組織し、昭和

二十六年五月から十二月までの期間、約三十回の委員会を開く予定で出発した。

當時、われわれ委員としては、

(1) 要領を編集するということより、この会合によつて自分達の勉強をするという態度でのぞみたい。

(2) 現在の小学校教育をそのまま肯定し、それに歩調を合せるという行き方ではなく、幼稚園から小学校以上の教育を改革して行くという態度でのぞみたい。即ち、小学校との関連において幼稚園教育を考えるけれども、それはどこまでも幼稚園教育の立場に立つて考へること。

(3) 幼児教育という漠然としたものではなく、「学校としての幼稚園」の教育について系統的に組織づけること。

そして、具体的にはこの要領一冊によつて、幼稚園教育全般の基本線がはつきりするようなものにしたいと考えたのであつた。

けれども、いよいよ出発してみると予想以上に難事であることに気づいた。まず、参考書が少いことである。殆んど全くといつてよいくらい新しい計画なので、適當な参考書がない。わざかにC・I・Eから借りることができたが、不備でありじゅうぶんであつた。

次に、時間と費用がないことである。すべて本というものは、研究や調査の結果としてでき上るべきものである。従つて、この要領を作るにしても、(1)参考書を読むこと、(2)研究観察、(3)実験的指導研究の三つは欠くことができない。けれども、委員はそれぞれ本務

をもつており、文部省では委員の交通費さえ支払えない状態であった。しかも、期間が短期間に限られていた。

第三は、C・I・Eの態度である。責任をかいひし、自己の効績を最大にしようとしたのは米国占領軍の共通の態度であった。従つて、C・I・Eにおいても命令は与えずサゼッションを与え、それに実質的には命令と等しい力をもたせるのが常とう手段であった。故に、彼等と仕事をする場合、その与えられたサゼッションが、單なる軽い意味のサゼッションなのか、命令的強い意味のものか判断に苦しむ場合が多いのである。また、文部省は常に彼等のサゼッションをあおいで仕事をしておつたので、仕事が非常にやりにくかった。特に、この委員会は、中心であるアンブロース氏が十一月に引あげる予定なので、会にも殆んど出席しない状態であった。私は、アンブロース氏と仕事をするのは初めてであり、氏がどのような人柄でありどのような考え方を持つておるかわからず、一処に話し合う機会も少なかつたため、その意途がはつきりしないので困つたのである。

第四は、幼稚園教育そのものからくる問題である。例えば、カリキュラムの具体的構成は一年保育、二年保育、三年保育別に作るか。一年保育、二年保育、三年保育という名称が適當かどうか。満三才からの教育、即ち三年保育存廃の問題。「保育」という言葉の廃止の問題。教育(保育)内容の項目の問題等々、委員会で態度を決定する必要のある問題が山積しておつた。

このような理由が主となつて仕事は毎々として進まず、幼稚園教育の要領に盛るべき事項と委員の分担などが決定したのは八月三十日

であった。それからは、各委員が自分の分担について研究し、まずその要項をつくって、委員会にかける。委員会ではそれを修正する。委員会で修正されると構想をやり直してまた提出する。要項がきまとその内容の大筋を書いて委員会にかける。そこでまた、何回も討議し、最後に全文を草し、委員会で討議訂正して終る、という方法であり。書き直すこと十数回にも及んだ委員もあつたし、また、教育課程の具体例ではその形式を委員会で訂正して書き直させ委員会の決定通りの形式で書き直してきたら、それを否定して、以前の形式に逆もどりして書き直すようにしたため、担当委員が怒つてしまつたということもある。けれども、一・二の委員をのぞいては毎回よく出席し和氣あいあいのうちに楽しく話合いをすすめ、自分達でお茶菓子をもちよつたり、会場を整えたりした。毎回よく発言する委員は言語活動の評価+6であるとし、議論をはじめる他の委員が指を六本出すので大笑いになる。宮下委員の広いそして豊かな教養、鈴木委員の温厚中正なものを見方等によつて、各委員は幼稚園教育ばかりではなく広く人間的に成長していく。骨身をけずるような一年有半に及ぶ仕事ではあつたが、やりがいのある楽しい仕事であったと現在から回想されるのは私一人のみでないと思う。

このようにして、最初に予定された期間をはるかにすぎ、赤ちゃんが二人生れ委員の二人が初めておかあさんになつて、昭和二十七年八月末にまがりなりにも一応完成して当局に答申した。その答申の全ぼうは、現在の状態では永久に日の目を見ないと思われるのでここにその当時の要領の項目を参考までにのせることにしよう。

幼稚園教育の要領

(1)指導の方法

(2)具体的指導の方法

2、よりよい指導をするための資料

3、指導結果の評価

VI 指導に適当な環境はどうすべきか

1、教師

2、施設・設備及び教材・教具

(1)望ましい施設・設備及び教材・教具

(2)整備と活用

(3)評価と改善

VII 幼稚園は家庭・小学校及びその他の施設とどう協力したらよいのか

1、幼稚園と家庭との協力

2、幼稚園と小学校との連けい

3、幼稚園と関係施設との協力

(結び)

この項目によつてもわかる通り、幼稚園教育全般にわたるものであり、これを出版したならばA5版四、五百頁になると思われる内容をもつたものであった。

3・文部省

文部省では、初等教育課内で委員会と併行して協議が進められており、その模様は部外者である私にはわからなかつたが、委員会の答申の終つた昭和二十七年の八月頃には、大体幼稚園教育の目標

まえがき

I なぜ幼稚園教育は必要か

1、新しい教育における幼児教育

II 幼稚園教育の必要性

1、教育の一般目標

2、幼稚園教育の目標

(1)幼稚園教育の目標の原理

(2)幼稚園教育の具体的目標

III 幼児の発達について何を知るべきか

(1)幼児期の全般的特性

(2)身体の状況

(3)知的発達

(4)情緒的発達

(5)社会的発達

IV 幼稚園の教育課程はどのように構成するか

1、教育課程の構成に必要な条件

2、教育課程を構成する方法

3、教育課程の具体例

4、教育課程の評価

V 望ましい経験をさせるための指導

1、指導の方法

の項の審をつたらしい。この頃の文部省の意向としては、教育課程までとそれ以後とを分離して、まず、教育課程までを完成して出版する予定であったらしい。当時、幼稚園界に「要領はどうした」「早く発表してほしい」という声が盛んにおこり、文部省でも何とかして早く発表したい気持はあつたらしいが、何としても玉越事務官一人では手薄で何ともしうがなかつたというのが実状であつたらしい。それやこれやではかばかしい伸展を見せないうちに、今度は省内で方針がかわり、幼稚園から高等学校までの教育を見透し初等中等教育について一貫性をもたせようということになつた。

そして、幼稚園から高等学校までの学習指導要領を一冊或は上下二冊程度にまとめようというのである。即ち、今までの学習指導要領一般編に幼稚園をも加え、各学校毎に各教科の要点を加えて改訂し、それだけを学習指導要領として法的根拠をもたせ、今までの各科編は皆指導書の形式にして法的拘束を取り去ることになったのである。

省内の方針の変更、玉越事務官の病氣、初等教育課ぎつての幼稚園通の一人である武田一郎氏の転出等々悪条件がかさなうて、幼稚園教育要領も何時生れ出るともわからぬままに、委員会が発足してから三年有半、仕事を終えてから満二年を経過し、幼稚園界では幼稚園教育要領という言葉を忘れかけた昭和二十九年の九月に至つてその一部発表となつたのである。

では、その間文部省では何をしておつたろうか。はじめのころは旧方針でいてもよく、新方針でいても役立つように、玉越事務官が病軀に鞭うち多忙な事務の余暇をさきながらまとめておつた。

その結果、昭和二十八年七月に一應次のような項目でまとめあげられた。

幼稚園教育要領

第一章 幼稚園教育の重要性

第一節 幼稚園教育の必要

第二章 幼稚園教育の目標

第三章 幼児の発達的特質

第一節 幼児期の子どもの一般的の特質

第二節 身体的発達の特質

第三節 知的発達の特質

第四節 情緒的発達の特質

第五節 社会的発達の特質

第四章 教育課程の構成

第一節 経験内容の系列

第二節 教育日時数

第五章 教育課程の実施

第一節 教育課程構成上の留意点

第二節 年間計画

第三節 月次計画と週計画

第四節 一日の計画

第六章 教育課程の評価

第一節 教育課程の評価の必要

第二節 評価の着眼点

これは、前掲の委員会の要項と比較すれば一見してわかるとおりその答申をもとに、それに補筆訂正を加え整理したものである。その後、新しい方針のもとに、初等教育課内で研究協議が進められた。そして、昭和二十九年一月には指導主事教科別連絡協議会（文部省主催）幼稚教育分科会に、幼稚園の教育目標（案）が発表され、それについての意見が求められた。（註3）³ さて今年八月には全体の草案ができ上り、そのうち、最も重要であり各幼稚園に直接関係の深い部分の中間発表となつたのである。

× × × × ×

註1

「幼稚園教育の要領」「幼稚園教育要領」と二様の名称を使つておるが、これは、最初は幼稚園教育の要領と呼んでおり、後になつて「の」の字を除き幼稚園教育要領となつたのである。従へて、最初のうちは「の」の字をいれるのが正しく、現在は「の」の字をとつて幼稚園教育要領というのが正しう。

49頁より続く

(4) 幼稚園教育養成所の設立、幼稚園連盟によつて設立された養成所の教育は、間接的に博愛・社会事業の訓練であつた。そして児童及び社会に対する道徳的義務が特に強調された。（註4）

註1 Marwedel, E. : Kindergarten in California, In H. Barnard Kindergarten and Child Culture, 1881, p.665～672

註2 昭和二十一年は幼稚園数一、四八〇（国立三三、公立六五八私立七八九）、幼児数一九七、五六九（国立二、五四一、公立九五、六三一、私立九九、三九七）であった。参考までに昭和二十八年五月の統計を示すと、幼稚園数三、四一一（国立三二公立一、二八八、私立二、一〇一）、幼児数五一八、九一九

（国立三、〇四七、公立二一〇、五八四、私立三〇五、二八八）である。（いずれも文部省調査）

註3

指導主事協議会で発表された幼稚園の教育目標やその時の会議の模様は『昭和二十八年度指導主事教科別連絡協議会幼稚教育分科会記録』（文部省初等中等教育局発行）や『幼稚の教育』第五三卷第四号参照。

（千葉大学教育学部）

n Education, 1908